

## 令和6年度（令和5年分）市・県民税の申告について

### 1. 市・県民税の申告が必要な方 ※令和6年1月1日現在、筑西市に住所を有し、以下に該当する場合、申告が必要です。

- (1) 事業(営業等、農業)・不動産(地代、家賃)などの所得がある方
- (2) 給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない方、給与を2か所以上から受けた方、給与以外の所得がある方
- (3) 雑所得(個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材からの報酬など)や一時所得(当選金、生命保険の満期金など)がある方
- (4) 公共事業(土地収用)等のために土地を譲渡した方
- (5) 障害年金・遺族年金など非課税所得のみ又は収入が無く、かつ、税法上の扶養になっていない方
- (6) 税法上の扶養になっている方のうち、扶養主が筑西市以外に住所を有している方

#### 〔 公的年金等を受給されている方へ（確定申告不要制度について） 〕

ア 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除等により所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。

イ「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除等)以外の各種控除を追加することにより市・県民税が減額される方は、市・県民税の申告が必要です。

### 2. 市・県民税の申告が不要な方 ※以下に該当する場合、申告は必要ありません。

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- (2) 給与を1か所から受け、当該給与以外の所得がなく、かつ、勤務先から本市に年末調整済の給与支払報告書の提出がある方
- (3) 障害年金・遺族年金など非課税所得のみ又は収入が無く、かつ、令和6年1月1日現在、筑西市に住所を有する者に税法上で扶養されている方

#### 〔 収入がなかった方でも申告が必要な場合があります 〕

ア 申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となりますので、これらの被保険者や被扶養者で「市・県民税の申告が必要な方」は、申告書の提出をお願いします。

イ 税法上で扶養されている方でも非課税証明書は発行できますが、所得額の記載の無い証明書になりますので、所得額が記載された証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

### 3. 市が設置する会場でお受けできない申告(例示) ※以下に該当する方は、税務署で申告してください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 土地又は建物を譲渡した方(土地収用を除く)     | <input type="checkbox"/> 株式等の譲渡、先物取引や仮想通貨の申告をする方   |
| <input type="checkbox"/> 国外株式等があり外国税額控除を受ける方       | <input type="checkbox"/> 災害等による雑損控除を受ける方           |
| <input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別税額控除の初年度の申告をする方   | <input type="checkbox"/> 令和6年度(令和5年分)以外の所得税の申告をする方 |
| <input type="checkbox"/> 青色申告・損失申告・消費税申告・贈与税申告をする方 | <input type="checkbox"/> 消費税の課税事業者の方               |

### 4. 必要書類（お持ちいただくもの）

- 「マイナンバーカード」又は「通知カード＋身分証明書(運転免許証、健康保険証など)」
- 「給与、退職金、公的年金等の源泉徴収票(原本)」 ※給与所得や年金所得がある方のみ
- 「収支内訳書(収入と支出の分かる帳簿、領収書)」 ※事業所得(営業等、農業)や不動産所得がある方のみ
- 「所得控除の証明書(医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料等の支払証明書など)」
- 「還付金の振込先(金融機関、支店、種別、口座番号)が分かるもの(本人名義の口座に限る)」 ※還付申告の方のみ
- 「税務署からのお知らせハガキ」 ※税務署から届いた方のみ
- 「利用者識別番号が分かる書類」 ※利用者識別番号をお持ちの方のみ

#### ◎会場においてスマホ申告(e-Tax)のサポートを希望の方

- スマートフォン(マイナンバーカード読取対応機種) ※「マイナポータルアプリ」をインストールしてください。
- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)
- 署名用電子証明書の暗証番号(英数字6ケタ以上16ケタ以下)

### 5. 注意事項

上記のとおり、不動産や株式等にかかる譲渡所得の申告、先物取引や仮想通貨にかかる申告、外国税額控除や雑損控除にかかる申告、インボイスを発行できる事業者(消費税の課税事業者)の方については、市が設置する会場ではお受けできませんので、下館税務署で申告してください。ご協力をお願いします。